



変動所得・臨時所得の説明書

税 務 署

この説明書は……変動所得・臨時所得の平均課税の適用を受ける方のために用意したもので、変動所得・臨時所得の平均課税による特別な税額の計算方法や計算書の書き方を説明してあります。

変動所得・臨時所得の平均課税の適用を受けられる方は……本年中に次の 1 に当たるような所得があり、かつ、次の 2 の条件に当てはまる方です。

1 変動所得と臨時所得の範囲

- (1) **変動所得とは**……事業所得や雑所得のうち、漁獲やのりの採取による所得、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝の養殖による所得、印税や原稿料、作曲料などによる所得をいいます。

漁獲による所得とは、普通にいう漁業の所得よりもその範囲が少し狭く、魚類や貝類、サンゴなどの水産動物を捕獲してそのまま販売したり、簡単な加工をして販売する場合の所得です。したがって、水産動物でないもの、例えば、こんぶ、わかめなどの水産植物の採取による所得や、水産動物であっても、例えば、えび、こい、ますなどの養殖による所得は含まれません。

- (2) **臨時所得とは**……事業所得や不動産所得、雑所得のうち、次の所得やこれらに類する所得をいいます。

- ① 土地や家屋などの不動産、借地権や耕作権など不動産の上に存する権利、船舶、航空機、採石権、鉱業権、漁業権、特許権、実用新案権などを 3 年以上の期間他人に使用させることにより、一時に受ける権利金や頭金などで、その金額がその契約による使用料の 2 年分以上であるものの所得

※ 借地権や地役権を設定して土地を長期間使用させたり、借地権のある土地を長期間使用させることにより受ける権利金や頭金などの所得には、臨時所得ではなく譲渡所得になるものがあります。

譲渡所得になるものは、建物や構築物を所有するための借地権の設定や特定の地役権の設定などにより、一時に受ける権利金や頭金などがその土地の価額の 2 分の 1 を超えるなどの場合の、その権利金や頭金などです。

- ② 公共事業の施行などに伴い事業を休業や転業、廃業することにより、3 年以上の期間分の事業の所得などの補償として受ける補償金の所得
- ③ 鉱害その他の災害により事業などに使用している資産について損害を受けたことにより、3 年以上の期間分の事業の所得などの補償として受ける補償金の所得

- ④ 職業野球の選手などが、3 年以上の期間特定の者と専属契約を結ぶことにより、一時に受ける契約金で、その金額がその契約による報酬の 2 年分以上であるものの所得

- (3) **変動所得や臨時所得の金額を計算する場合の必要経費などについては**……次の点に注意してください。

- ① 事業所得や雑所得のうちに変動所得とそれ以外の所得とがある場合には、それらの事業所得や雑所得の必要経費は、変動所得の収入金額に対応する部分とそれ以外の部分とに区分して計算します。

なお、それぞれの収入金額に対応する部分の金額が個別に計算できない必要経費については、その必要経費の種類や性質に応じ、収入金額の比や従事割合、使用割合その他適切な基準によってあん分します。

- ② 臨時所得の収入金額に関連する費用、例えば、専属契約を締結するために要した契約書の作成費用などは、臨時所得の必要経費として計算します。

- ③ 青色申告特別控除額は、変動所得や臨時所得と、これらの所得以外の所得の金額との比によってあん分します。

2 変動所得・臨時所得の平均課税は、次の条件に当てはまる場合に受けられます。

- (1) 前々年、前年に変動所得がなかった方や、前々年、前年に変動所得があってもその合計額の 2 分の 1 の金額が本年の変動所得の金額に満たない方については……本年の変動所得の金額と本年の臨時所得の金額との合計額が本年の総所得金額（申告書第一表の「所得金額等」欄の合計）の 20% 以上であること

- (2) 前々年、前年に変動所得があって、その合計額の 2 分の 1 の金額が本年の変動所得の金額以上の方については……本年の臨時所得の金額が本年の総所得金額の 20% 以上であること

確定申告は自宅から e-Tax で！

スマホやパソコンで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から e-Tax により確定申告ができます。

作成コーナー



変動所得・臨時所得の平均課税の計算書

(令和4年分)

氏 名 国 税 太 郎

提出用

この計算書は、変動所得又は臨時所得があり、これらについて平均課税を適用する場合の税額を計算するために使用します。
変動所得又は臨時所得の平均課税は、本年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下である場合には、本年分の臨時所得の金額）が本年分の所得金額（分離課税とされる所得や山林所得、退職所得を除きます。）の20%以上である場合に適用できます（詳しくは『変動所得・臨時所得の説明書』を参照してください）。
申告書第一表の「税金の計算」欄の㉔（申告書第三表（分離課税用）は㉘）までの記入が終わったら、この計算書で、変動所得及び臨時所得がある場合の特別の計算をして、課税される所得金額に対する税額を求めます。

1 変動所得・臨時所得の金額

変 動 所 得	種 目	㊦ 収 入 金 額	㊧ 必 要 経 費	㊨ 専 従 者 控 除 額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 ^(青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (㊦－㊧－㊨)
	原稿料	1,000,000 円	180,000 円	— 円	820,000 円
	本年分の変動所得の合計額				① 820,000
	① の うち 雑 所 得 に 係 る 金 額				② 820,000

臨 時 所 得	種 目	㊦ 収 入 金 額	㊧ 必 要 経 費	㊨ 専 従 者 控 除 額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 ^(青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (㊦－㊧－㊨)
	権利金	1,500,000 円	0 円	— 円	1,500,000 円
	本年分の臨時所得の合計額				③ 1,500,000
	③ の うち 雑 所 得 に 係 る 金 額				④

- 1 変動所得の「種目」の各欄には、漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などを書きます。
2 臨時所得の「種目」の各欄には、権利金、補償金、契約金などを書きます。

2 平均課税の税額の計算等

変 平 均 所 得 計 算	(1) 前々年分又は前年分に変動所得があった場合	前々年分の変動所得の金額	⑤	200,000 円
		前年分の変動所得の金額	⑥	280,000
		変動所得の平均額 ($\frac{\text{①} - (\text{⑤} + \text{⑥})}{2}$)	⑦	580,000
	(2) (1)以外の場合	本年分の変動所得の金額 (上の①の金額)	⑦	
	平均課税対象金額 (③ + ⑦)		⑧	2,080,000
	課税される所得金額		⑨	4,300,000
調整所得金額の特別算	(1) ⑨の金額が⑧の金額を超える場合	調整所得金額 ($\text{⑨} - (\text{⑧} \times \frac{4}{5})$)	⑩	2,636,000 ^(1,000円未満の端数切捨て)
		特別所得金額 ($\text{⑨} - \text{⑩}$)	⑪	1,664,000
	(2) (1)以外の場合	調整所得金額 ($\text{⑨} \times \frac{1}{5}$)	⑩	464,000 ^(1,000円未満の端数切捨て)
		特別所得金額 ($\text{⑨} - \text{⑩}$)	⑪	
税額の計算	調整所得金額⑩に対する税額		⑫	166,100
	平均税率		⑬	6 %
	特別所得金額⑪に対する税額 ($\text{⑪} \times \text{⑬}$)		⑭	99,840 円
	税額の計 (⑫ + ⑭)		⑮	265,940

○ 次の該当する欄を書いてください。

変 動 臨 時 所 得 金 額	(1) ④ に 金 額 の あ る 場 合 (上の④の金額)	⑯		円
	(2) (1)に該当しない方で③に金額のある場合 (上の③の金額)	⑯	1,500,000	
	(3) (1),(2)に該当しない方で②に金額のある場合 (上の②の金額)	⑯		
	(4) (1),(2),(3)以外の場合…申告書第一表の「その他」欄の㉘は書きません。			

○この計算書は、申告書と緒に提出してください。

左の「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」の記載例は、次の設例によっています。

【設 例】

- ・令和4年分の所得 各種の所得金額の合計額 ……6,000,000 円
うち変動所得の金額(原稿料) ……820,000 円
うち臨時所得の金額(権利金) ……1,500,000 円
課税される所得金額 ……4,300,000 円
・令和2年分の変動所得の金額 ……200,000 円
・令和3年分の変動所得の金額 ……280,000 円

「種目」……漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などを書きます。

「所得金額」……「㊦－㊧－㊨」の金額を書きますが、青色申告者で変動所得から控除する青色申告特別控除額がある場合には、その青色申告特別控除額を差し引いた金額を書きます。

「種目」……権利金、補償金、契約金などを書きます。

「所得金額」……「㊦－㊧－㊨」の金額を書きますが、青色申告者で臨時所得から控除する青色申告特別控除額がある場合には、その青色申告特別控除額を差し引いた金額を書きます。

○ 申告書第一表「税金の計算」欄の記載例

課税される所得金額 (㉔－㉚)又は第三表	㉔		4	3	0	0	0	0	0
上の㉔に対する税額 又は第三表の㉘	㉔			2	6	5	9	4	0

○ 申告書第一表「その他」欄の記載例

平均課税対象金額	㉔		2	0	8	0	0	0	0
変動・臨時所得金額 区分	㉔			1	5	0	0	0	0

※ 「変動・臨時所得金額・区分」㉔欄の記載方法

- (1) 計算書④欄に金額がある場合……
・ 「変動・臨時所得金額」欄は、計算書④欄の金額（計算書⑯欄の金額）を転記します。
・ 「区分」欄は、計算書①欄に金額がないときは「3」を記載し、それ以外のときは記載を要しません。
(2) (1)に該当しない場合で計算書③欄に金額があるとき……
・ 「変動・臨時所得金額」欄は、計算書③欄の金額（計算書⑯欄の金額）を転記します。
・ 「区分」欄は、計算書②欄に金額がないときは「2」を記載し、それ以外のときは記載を要しません。
(3) (1)及び(2)に該当しない場合で計算書②欄に金額があるとき……
・ 「変動・臨時所得金額」欄は、計算書②欄の金額（計算書⑯欄の金額）を転記します。
・ 「区分」欄は、「1」を記載してください。
(4) (1),(2)及び(3)に該当しない場合……「変動・臨時所得金額・区分」欄の記載は要しません。